

学べるしあわせをみんなに。

東日本大震災で被災された  
高校生対象給付型奨学金

「まなべる基金」

第15期受付中

(2026年(令和8年)度給付開始)

応募  
締切

2025年(令和7年)10月31日(金)  
※必着

義務教育を終えて迎える高校生活は、いわば社会への第一歩。  
長い人生の中で、もっとも様々な知識を得られるときであり、  
かけがえのない仲間に出会えるときでもあります。

だから今、“学べる”という時間の尊さを感じて、あきらめないでほしい。  
そんな想いを込めて、  
子ども未来支援財団は、「まなべる基金」を設立しました。

まなべる基金は、困難な状況の中でも、  
学ぶことをあきらめない高校生を支援するための奨学金制度です。

## 応募の流れ

1 応募書類を  
学校から  
受け取る※1

2 応募資格の  
有無を  
確認する

3 応募に  
必要な書類を  
準備する

4 在籍校経由で  
必要書類を  
提出する※2

※1 応募書類はまなべる基金ウェブサイトよりダウンロード可能です。 ※2 中学校3年生の場合は、在籍校を通さず直接まなべる基金事務局へ応募してください。

## お問い合わせ

ご不明な点がありましたらお気軽にお電話ください。

公益財団法人 子ども未来支援財団「まなべる基金」事務局

〒105-0004

東京都港区新橋1-18-2 明宏ビル本館4階 特定非営利活動法人ジービーパートナーズ

☎ 0120-935-459 (平日12:00~17:00)

✉ manaberukikin@minnade-ganbaro.jp

募集要項など、詳細はウェブサイトをご覧ください。▶

まなべる基金

検索

または



<http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin>

# まなべる基金(第15期) 制度概要

※ 2011年3月12日～2012年3月31日の間に岩手県・宮城県・福島県で出生した生徒も含む

奨学金の対象者	東日本大震災で被災し、2026年(令和8年)4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍している生徒 ※詳しい応募資格については必ず募集要項をご確認ください。						
奨学金の種類	給付型奨学金 ※返還不要です。						
給付金額・給付期間	<table border="1"><tr><td>3年制高校等</td><td>年間27万円(最長3年間)</td></tr><tr><td>4年制高校等</td><td>年間20.25万円(最長4年間)</td></tr><tr><td>その他学校</td><td>年間27万円(高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間))</td></tr></table> <p>※2026年(令和8年)4月1日時点で新1年生の生徒は、初回給付時に一時金5万円を追加します。</p> <p>■高校等に在籍の場合 奨学金の給付期間は、高校等の卒業までに要する最短修業年限が終了する月までとします。</p> <p>■その他学校に在籍の場合 2026年(令和8年)4月分～高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間)とします。</p> <p>※その他学校とは、一定の条件を全て満たす学校等(例:フリースクール、学習塾等)を指します。 詳細については必ず募集要項をご確認ください。</p>	3年制高校等	年間27万円(最長3年間)	4年制高校等	年間20.25万円(最長4年間)	その他学校	年間27万円(高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間))
3年制高校等	年間27万円(最長3年間)						
4年制高校等	年間20.25万円(最長4年間)						
その他学校	年間27万円(高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間))						
募集人数	100名程度						

応募方法	応募に必要な書類(願書・公的書類など)を準備し、在籍校経由でまなべる基金事務局へ郵送してください。 ※中学校3年生の場合は、在籍校を通さず直接まなべる基金事務局へ応募してください。
応募締切	■中学校3年生・奨学金担当の先生 2025年(令和7年)10月31日(金) ※必着 ※締切日を過ぎた応募は受付できませんので、余裕をもってご準備ください。 ■高校生、その他の学校在籍生徒(中学校3年生以外) 各校で定められた提出日 ※詳しくは奨学金担当の先生にご確認ください。
応募書類送付先	〒105-0004 東京都港区新橋1-18-2 明宏ビル本館4階 特定非営利活動法人ジービーパートナーズ 子ども未来支援財団 『まなべる基金(第15期)』応募書類 担当行 ※郵送以外は受付できません。
選考	応募書類の記載をもとに、選考委員会にて総合的に判断します。 ※応募資格を全て満たしても必ずしも採用されるわけではありませんので、予めご了承ください。
採否決定	2026年(令和8年)2月上旬(予定)に、在籍校宛に郵送で通知します。 ※中学校3年生の場合は、在籍校を通さず各個人宛に郵送で通知します。

## 応募資格の概要

まなべる基金(第15期)へは、以下の資格1～5の全てを満たさないと応募ができません。全ての資格に該当する場合は、必ず「まなべる基金(第15期)奨学金応募関連書類」で詳細をご確認いただき、応募に必要な書類をご準備ください。



### 資格1:生年月日

2006年(平成18年)4月以降に生まれ、2026年(令和8年)4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒。



### 資格2:東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

※ 2011年3月12日以降に生まれた応募者で、出生地にかかわらず保護者が東日本大震災発生時に岩手県、宮城県、福島県に居住し被災していた場合は、応募が可能。



### 資格3:被災をしていることが証明できる

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、応募者本人及び保護者の自宅の罹災証明書または被災証明書を下記で確認の上、提出により証明できる。

提出書類	発生時の被災地
罹災証明書(半壊以上)	岩手県・宮城県・福島県
罹災証明書(一部損壊)	福島県 ■追加必要書類(右記※参照)提出が必須
被災証明書	岩手県・宮城県・福島県 ■追加必要書類(右記※参照)提出が必須

※「罹災証明書(一部損壊)」または「被災証明書」提出の場合は以下のいずれかの事象に該当し追加必要書類でその事象を証明できること。

- ①福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている。
- ②福島第一原発事故の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③福島第一原発事故の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村へ帰還している。

※ 2011年3月12日以降に出生した応募者本人の罹災証明書・被災証明書の提出は不要。保護者の罹災証明書または被災証明書を提出。



### 資格4:所得の合計基準

応募者と家計を同一にする18歳以上(9月1日時点)の家族の「令和7年度所得証明書(令和6年1月～12月分)」の所得合計が以下の基準を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
所得合計(18歳以上の家族)	213.6万円	302.3万円	370.5万円	430.8万円	507.6万円	579.9万円	651.2万円	721.7万円

【重要】福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている場合(資格3※①のケース)にかぎり、世帯全員の所得合計額を1/2にした金額を適用します。(震災時の居住地域が岩手県・宮城県・福島県であること)



### 資格5:他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金と重複受給はできません。貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金を受給している場合も重複受給はできません。